

令和6年度 労働相談の状況

福岡県では、県内4か所の労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場のパワハラなど、労働者や使用者の皆さまからあらゆる労働問題に関する相談をお受けし、自主的な解決を支援しています。

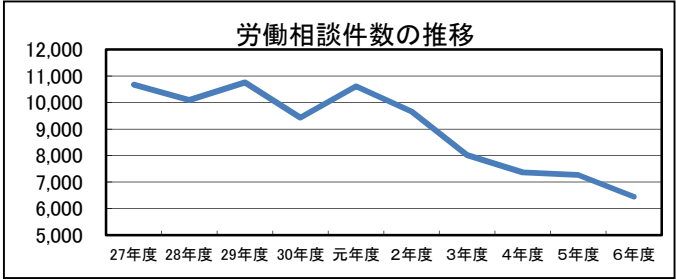
また、相談だけでは解決できない問題には、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

令和6年度における労働相談の状況は、以下のとおりです。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ813件（11.2%）減少し、6,451件の相談が寄せられた。



	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	10,667	10,093	10,757	9,426	10,611	9,664	8,013	7,371	7,264	6,451
対前年度比(%)	▲7.5	▲5.4	6.6	▲12.4	12.6	▲8.9	▲17.1	▲8.0	▲1.5	▲11.2

※令和元年度～令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」への相談件数を含む。

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が6,100件と、全体の94.6%を占めている。そのうち、正社員が2,664件（41.3%）、非正社員が3,436件（53.3%）となっている。

年度	合計	労働者	使用者					使用者
			正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
令和4年度	7,371	6,971	3,172	3,799	1,201	495	2,103	400
令和5年度	7,264	6,982	3,250	3,732	1,209	465	2,058	282
令和6年度	6,451	6,100	2,664	3,436	956	360	2,120	351

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は「職場の人間関係」1,088件。続いて「解雇・退職勧奨」819件、「賃金」642件、「労働保険」559件、「労働契約」505件の順となっている。

順位	4年度			5年度			6年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	職場の人間関係	1,144	15.5	職場の人間関係	1,410	19.4	職場の人間関係	1,088	16.9
2	賃金	767	10.4	賃金	780	10.7	解雇・退職勧奨	819	12.7
3	労働保険	696	9.4	解雇・退職勧奨	728	10.0	賃金	642	10.0
4	退職・退職金	657	8.9	労働保険	675	9.3	労働保険	559	8.7
5	解雇・退職勧奨	613	8.3	退職・退職金	641	8.8	労働契約	505	7.8
6	休日・休暇	444	6.0	労働契約	504	6.9	退職・退職金	487	7.5
7	労働契約	407	5.5	休日・休暇	401	5.5	休日・休暇	410	6.4
8	労働時間	231	3.1	労働時間	234	3.2	労働時間	263	4.1
9	就業規則	138	1.9	就業規則	127	1.7	就業規則	163	2.5
10	配置転換	84	1.1	セクハラ	98	1.3	安全衛生	85	1.3

※「その他」を除く

2 あっせんの実施状況

※表中[]は、労働委員会委員によるあっせん（平成25年度から開始）で内数

（１）受付件数

新規受付件数は14件で、14件のあっせんを実施した。

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
前年度からの継続	1	1	2	1	0
新規受付件数	21	13[1]	12[2]	13	14
計	22	14[1]	14[2]	14	14

（２）処理状況

あっせんを実施した14件のうち解決に至ったものは5件で、解決率は35.7%であった。

実施件数	処理状況				
	解決	打ち切り	取り下げ	不開始	次年度への継続
14	5	9	0	0	0

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせンを打ち切ったもの

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

不開始：申立内容を検討し、あっせンを開始しなかったもの

（３）労使別の件数

新規に受け付けた14件は、いずれも労働者からの申し立てで、そのうち正社員が71.4%と過半数を占めている。

労働者						使用者
	正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
14 (100.0%)	10 (71.4%)	4 (28.6%)	3 (21.4%)	0 (—)	1 (7.1%)	0

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。

（４）処理期間

申立後2週間以内に71.4%、1か月以内に78.6%が処理終了している。

2週間以内	2週間～1か月以内	1～2か月以内	2か月以上
10 (71.4%)	1 (7.1%)	3 (21.4%)	0 (—)

※下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

（５）あっせん内容

「解雇・退職推奨」が9件と最も多く、次いで「労働契約」、「労働時間・休日・休暇」、が各6件となっている。

労働条件に関すること						職場の 人間関係	その他
解雇・ 退職推奨	労働契約	労働時間・ 休日・休暇	賃金	就業規則	左記以外の 労働条件		
9 (28.1%)	6 (18.8%)	6 (18.8%)	3 (9.4%)	2 (6.3%)	4 (12.5%)	1 (3.1%)	1 (3.1%)

※1件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は、内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 退職勧奨

申立ての概要

申立者は、病気休職から復職後、リハビリのため半日勤務となっていたが、数か月後に会社から今後の勤務について確認され、半日での継続雇用を申し出た。しかし、会社側から現状維持はできないと告げられたため、その場で退職に合意したが、本心では納得しておらず、あっせンを申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社側へ申立者の継続雇用の可能性について確認し、合意書案として最大1年間の病気休職とすること、復職後は1か月を限度に試し勤務を認めること等を提案したところ、両者が合意したため合意書を交わし、解決した。

【事例2】 解雇

申立ての概要

申立者は、試用期間中に会社から能力不足による解雇通告を受け、申立者は解雇ではなく、会社都合による退職とするよう退職届を提出したが、会社より退職勧奨の場合は退職日まで欠勤扱いで無給となると告げられたため、納得できずあっせンを申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社へ申立者が会社都合による退職として、1月分の給与相当額の支払いを求めていることを伝えたところ、会社都合による退職として、会社が申立者へ解決金を支払うことで両者が合意し、解決した。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）